

## 検察庁法の改正法案に反対する会長声明

2020年（令和2年）5月18日

兵庫県弁護士会  
会長 友 廣 隆 宣

当会は、本年3月25日、東京高等検察庁検事長の定年延長の閣議決定の撤回を求める会長声明を発出した。同声明は、検察官には国家公務員法第81条の2の定年の制度は適用されないが同条を前提とした同法第81条の3による退職の特例である勤務延長の規定が適用できるとして東京高等検察庁検事長の勤務を延長した閣議決定について、検察庁法に違反するとともに法治主義の原則や刑事司法制度に対する信頼確保等の観点から重大な問題があることがあることを指摘し、速やかな撤回を求めたものである。

そうしたところ、今般、政府は、検察庁法改正法案を国会に上程したが、同法案によれば、内閣ないし法務大臣が、第9条第3項ないし第6項、第10条第2項、第22条第2項、第3項、第5項ないし第8項に基づき、裁量で63歳の役職定年の延長、65歳以降の勤務延長を行い、検察官人事に強く介入できることとなる。

当会は、検察官の65歳までの定年延長や役職定年の設定自体について反対するものではないが、今回の改正法案は、前回の声明と同様に、内閣ないし法務大臣の裁量により検察官の役職延長や勤務延長が行われ、不偏不党を貫いた職務遂行が求められる検察の独立性が侵害される結果を招来しかねない。そして、「準司法官」である検察官の政治的中立性が脅かされれば、憲法の基本原則である三権分立を揺るがすおそれさえあるが、それは到底看過できないものであって、少なくとも当該法案部分は削除されるべきである。

しかしながら、政府及び与党は、検察庁法改正法案を国家公務員法改正との一括法案としたうえで性急に審議を進めようとしており、近日中に本法案の国会での議決に至る可能性もある。そもそも、検察庁法の改正に緊急性など全くなく、収束の見通しが不透明なまま新型コロナウイルスの感染拡大による多岐にわたる国政上の難問を抱える中、かくも重大な問題性を孕んだ本法案について、わずか数時間の議論だけで成立を急ぐ理由など皆無である。

よって、当会は、当該法案部分に反対するとともに、拙速な審議を行うことに強く抗議するものである。

以上